

保 発 0818 第 4 号
令和 3 年 8 月 18 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
都道府県知事
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 222 号）が令和 3 年 8 月 4 日に公布されたところである。

これを踏まえ、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成 23 年 1 月 31 日保発 0131 第 2～4 号）別添 1 「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」及び別添 2 「「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱」の一部を下記のとおり改正し、令和 4 年 1 月 1 日から実施することとしたので、適切に御対応いただくよう御留意願いたい。

記

1. 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱の一部改正別添 1 について、以下事項を踏まえた改正を行う。
 - (1) 公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度における掛金（在胎週数第 22 週以降の出産（死産を含む。以下同じ。）の場合に発生）の額が 1 万 6 千円から 1 万 2 千円に変更されたことに伴い、

出産育児一時金等の額が 40 万 4 千円から 40 万 8 千円になったこと。

- (2) 規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において行政手続における押印等の抜本的な見直しを行うこととされたことを受け、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令」（令和 2 年政令第 367 号）等の関係法令が公布され、厚生労働省が所管する政令、省令及び告示により定められた手続きであって、国民や事業者等に対して押印を求めているものについて、押印を原則不要とすることとされたこと。

2. 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱の一部改正
別添 2 及び様式 1 から様式 5 について、「1.」に準じた改正を行う。

<添付資料>

- 別添 1 : 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱
別紙 : 出産育児一時金等代理申請・受取請求書（改正なし）
別添 2 : 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱
様式 1 : 出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）
様式 2 : 出産育児一時金等受取代理申請取下書
様式 3 : 受取代理人変更届
様式 4 : 受取代理申請受付通知書
様式 5 : 出産費用請求報告書
別添 3 : 新旧対照表